

福島県水産業振興審議会規則

昭和 34 年 5 月 15 日

福島県規則第 39 号

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和 29 年福島県条例第 35 号)第 3 条の規定に基づき、福島県水産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に
関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 1 市町村の長 2 人以内
- 2 県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員 5 人以内
- 3 海区漁業調整委員会の委員 1 人
- 4 漁村の青年婦人組織を代表する者 2 人以内
- 5 学識経験を有する者 5 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務
を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 5 条 審議会に、漁業協同組合整備促進法(昭和 35 年法律第 61 号)に基づく漁業協同
組合の整備計画その他の水産業協同組合の整備強化に関する事項並びに沿岸漁業構造改
善計画及び沿岸漁場整備開発計画に関する事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員の定数は、次のとおりとする。

- 1 漁業協同組合整備部会 9 人
 - 2 沿岸漁業構造改善部会 9 人
- 3 前項の部会に属すべき委員は第 2 条第 2 項各号に掲げる委員のうちから、知事の承認
を得て、会長が指名する。

- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(専門員)

第6条 審議会に、水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する事項を調査させるため、専門員を置く。

- 2 専門員は、知事が委嘱し、又は任命する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部生産流通総室水産課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。